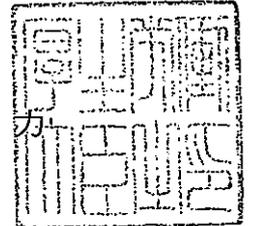


厚生労働省発食安第0329001号

平成 16 年 3 月 29 日

薬事・食品衛生審議会  
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 坂 口



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. グルコン酸亜鉛の使用基準改正について
2. グルコン酸銅の使用基準改正について
3. 2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンの食品添加物としての指定の可否について
4. 2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジンの食品添加物としての指定の可否について

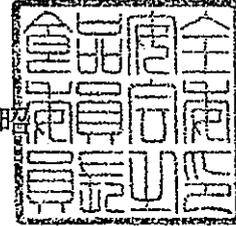




府食第 591 号  
平成 16 年 5 月 27 日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭



2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジンに係る食品健康影響評価の結果の  
通知について

平成 15 年 11 月 21 日付け厚生労働省発食安第 1121003 号をもって厚生労働大臣から当委員会に対して意見を求められた 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。  
なお、審議結果をまとめたものは、別添のとおりです。

記

2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。



## 2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン を添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果

### 1. はじめに

2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンは、アーモンド様の加熱香気を有し、食品中に天然に存在、または加熱により生成する<sup>1)</sup>。欧米では、焼き菓子、アイスクリーム、キャンディー、清涼飲料、肉製品等、様々な加工食品に香りを再現するため添加されている。

### 2. 背景等

厚生労働省は、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、①JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの指定要請を待つことなく、国が主体的に指定に向けた検討を開始する方針を示している。今般この条件に該当する香料の成分として、2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンについて評価資料がまとまったことから、食品安全基本法に基づき、食品健康影響評価が食品安全委員会に依頼されたものである（平成15年11月21日、関係書類を接受）。

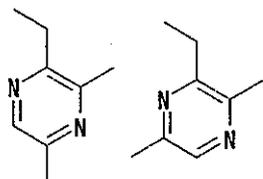
なお、香料については厚生労働省が示していた「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」には基づかず、「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づき資料の整理が行われている。

### 3. 名称等

名称：2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン

英名：2-Ethyl-3, (5or6)-dimethylpyrazine

構造式：



化学式：C<sub>8</sub>H<sub>12</sub>N<sub>2</sub>

分子量：136.22

CAS 番号：13925-07-0, 55031-15-7

### 4. 安全性

#### (1) 遺伝毒性

細菌 (*Salmonella typh.* TA98, TA100, TA1535, TA1537, TA1538) を用いた復帰突然変異試験において 0~50,000 µg/plate で陰性であった<sup>2)</sup>。ラット肝細胞を用いた不定期 DNA 合成試験において、100 µg/ml で陰性であった<sup>2)</sup>。

#### (2) 反復投与

雌雄ラットへの混餌投与 90 日間反復投与試験 (18 mg/kg 体重/日) において、対照群との差

は認められていない<sup>3)</sup>。無毒性量 (NOAEL) は 18 mg/kg 体重/日と考えられている。

### (3) 発がん性

International Agency for Research on Cancer (IARC)、European Chemicals Bureau (ECB)、U. S. Environmental Protection Agency (EPA)、National Toxicology Program (NTP)では、発がん性の評価はされていない。

### (4) その他

内分泌かく乱性を疑わせる報告は見当たらない。

## 5. 摂取量の推定

本物質の香料としての年間使用量の全量を人口の 10%が消費していると仮定する JECFA の PCTT 法に基づく、米国及び欧州における一人一日当りの推定摂取量は、それぞれ 9 µg 及び 44 µg<sup>4)</sup>。正確には認可後の追跡調査による確認が必要と考えられるが、既に認可されている香料物質の我が国と欧米の推定摂取量が同程度との情報がある<sup>5)</sup>ことから、我が国での本物質の推定摂取量は、おおよそ 9 µg から 44 µg の範囲にあると想定される。なお、米国では、食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の 98 倍との報告もある<sup>6)</sup>。

## 6. 安全マージンの算出

90 日間反復投与試験成績の NOAEL 18 mg/kg 体重/日と、想定される推定摂取量 (9~44 µg/ヒト/日) を日本人平均体重 (50 kg) で割ることで算出される推定摂取量 (0.00018~0.00088 mg/kg 体重/日) と比較し、安全マージン 20,454~100,000 が得られる。

## 7. 構造クラスに基づく評価

本物質は、ピラジン誘導体に分類される食品成分である。メチル基置換ピラジン類の主な代謝産物は、メチル基が酸化された水溶性のピラジンカルボン酸類、あるいは、ピラジン環も水酸化されたヒドロキシピラジンカルボン酸類である<sup>7)</sup>。ピラジン-2-カルボン酸はヒト及びイヌなどの動物において、また 5-ヒドロキシピラジン-2-カルボン酸は動物において、抗結核剤のピラジナミドの主要代謝産物として報告されており、尿中へ排泄される<sup>8), 9)</sup>。

本物質及びその推定代謝産物は生体成分ではないが、酸化の代謝経路が存在し、経口毒性は低いことが示唆されることよりクラス II に分類される<sup>10)</sup>。

## 8. JECFA における評価

JECFA では、2001 年にピラジン誘導体のグループとして評価され、クラス II に分類されている。想定される推定摂取量 (9~44 µg/ヒト/日) は、クラス II の摂取許容量 (540 µg/ヒト/日) を大幅に下回るため、香料としての安全性の問題はないとされている<sup>4)</sup>。

## 9. 「国際的に汎用されている香料の我が国における安全性評価法」に基づく評価

本物質は、クラス II に分類され、生体内において特段問題となる遺伝毒性はないと考えられ、

また、90日間反復投与試験に基づく安全マージン(20,454~100,000)が90日間反復投与試験の適切な安全マージンとされる1,000を大幅に上回り、かつ想定される推定摂取量(9~44 µg/ヒト/日)が構造クラスIIの摂取許容量(540 µg/ヒト/日)を超えていない。

#### 10. 評価結果

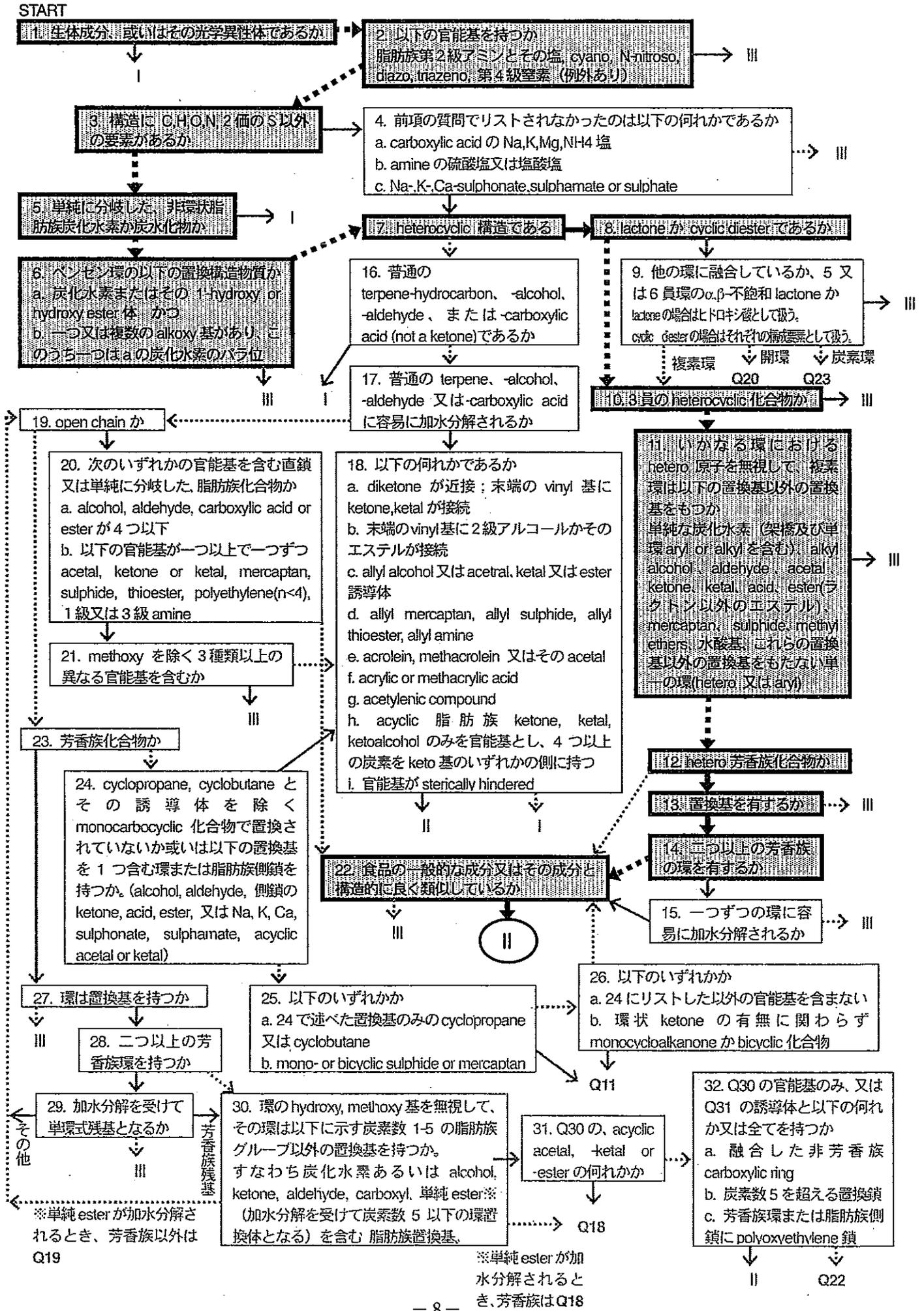
2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した。

#### 【引用文献】

- 1) TNO (1996) Volatile compounds in food. Ed. By L.M.Nijssen et.al. 7<sup>th</sup>.ed. Index of compounds. TNO Nutrition and Food Research Institute. Zeist.
- 2) Heck JD, Vollmuth TA, Cifone MA, Jagannath DR, Myhr B, Curren RD. An evaluation of food flavoring ingredients in a genetic toxicity screening battery. *The Toxicologist*. (1989) 9: 257.
- 3) Oser BL. 90-Day feeding study with 2-ethyl-3,5(6)-dimethyl pyrazine in rats. Unpublished report. (1969).
- 4) 第57回 JECFA WHO Food Additives Series 48.(draft : unpublished)
- 5) 平成14年度厚生労働科学研究報告書「日本における食品香料化合物の使用量実態調査」、日本香料工業会
- 6) Adams TB, Doull J, Feron VJ, Goodman JI, Marnett LJ, Munro IC, Newberne PM, Portoghese PS, Smith RL, Waddell WJ, Wagner BM. The FEMA GRAS assessment of pyrazine derivatives used as flavor ingredients. *Fd. Chem. Toxicol.* (2002) 40: 429-451.
- 7) Hawksworth G, Scheline RR. Metabolism in the rat of some pyrazine derivatives having flavour importance in foods. *Xenobiotica*. (1975) 5: 389-399.
- 8) Weiner IM, Tinker JP. Pharmacology of pyrazinamide: Metabolic and renal function studies related to the mechanism of drug-induced urate retention. *J. Pharmacol. Exp. Ther.* (1972) 176: 411-434.
- 9) Whitehouse LW, Lodge BA, By AW, Thomas BH. Metabolic disposition of pyrazinamide in the rat: Identification of a novel in vivo metabolite common to both rat and human. *Biopharm. Drug Dispos.* (1987) 8: 307-318.
- 10) アルキルピラジン類の構造クラス

# 香料構造クラス分類 (2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン)

YES : → , NO : .....→



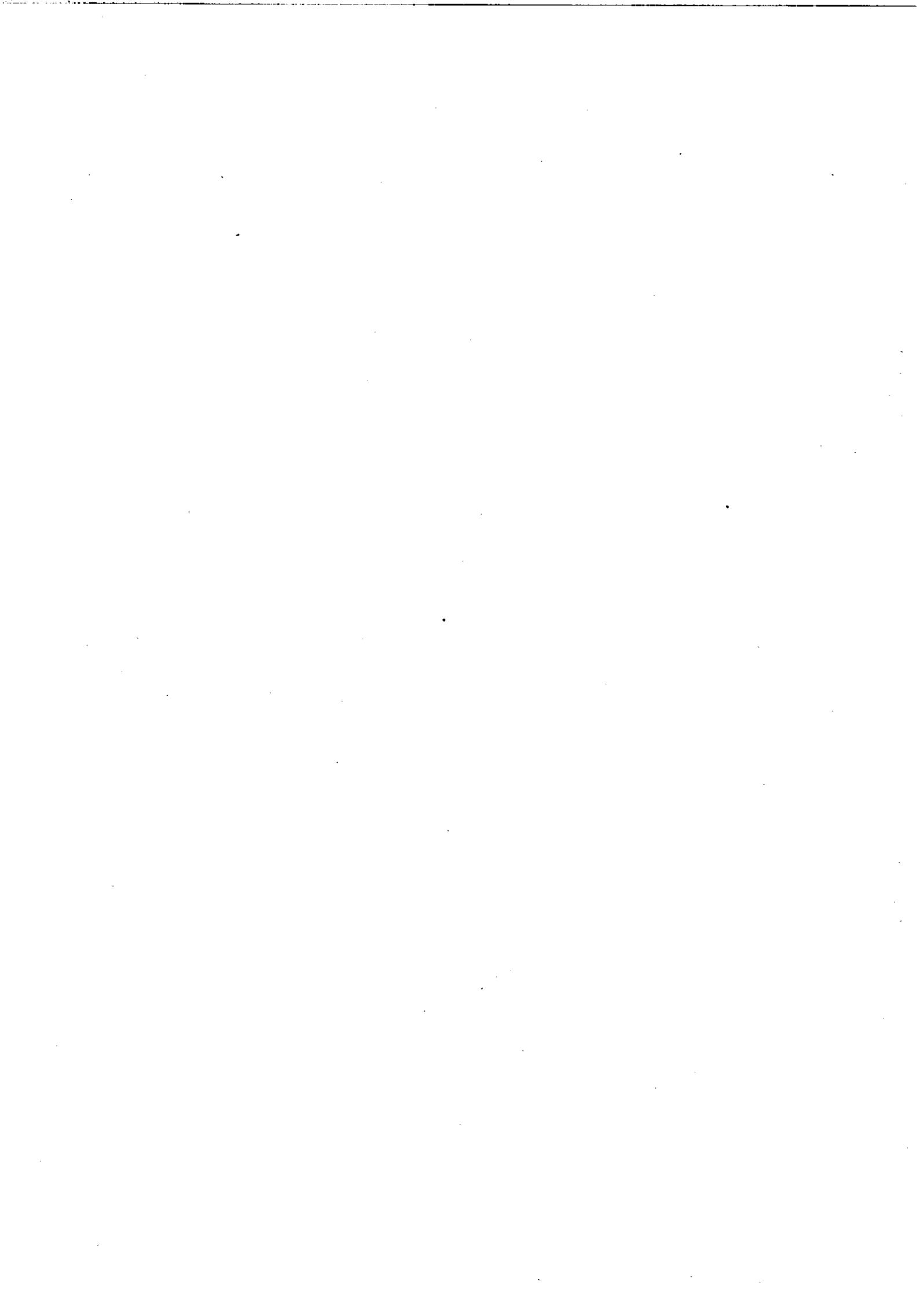
平成 16 年 6 月 10 日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会  
分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
添加物部会長 長尾 美奈子

食品添加物の指定等に関する薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会添加物部会報告について

平成 16 年 3 月 29 日厚生労働省発食安第 0329001 号をもって厚生労働大臣から諮問された 2-エチル-3, (5or6) -ジメチルピラジンの食品添加物としての指定の可否について、当部会において審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。



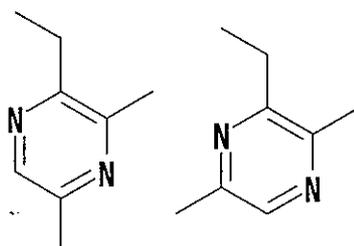
## 2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンの食品添加物の指定に関する 部会報告書

1. 品目名：2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン  
(2-ethyl-3, (5or6)-dimethylpyrazine)

別名：Mixture of 2-Ethyl-3,5-dimethylpyrazine, and 2-Ethyl-3,6-dimethylpyrazine  
〔CAS 番号：55031-15-7〕

2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンは、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン又は  
2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物である。

2. 構造式、分子式及び分子量



分子式及び分子量  $C_8H_{12}N_2$  136.20

3. 用途

香料

4. 概要及び諸外国での使用状況

2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンは、アーモンド様の加熱香気を有する成分であり、食品中に天然に存在、または加熱により生成する。欧米では、焼き菓子、アイスクリーム、キャンディー、清涼飲料、肉製品など様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。

5. 食品安全委員会における評価結果（案）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成15年11月21日付厚生労働省発食安第11210003号により食品安全委員会あて意見を求めた2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジンに係る食品健康影響評価について、平成16年5月27日府食591号によって食品安全委員会から厚生労働大臣あて以下のとおり評価結果が通知されている。

食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。

6. 摂取量の推定

本物質の香料としての年間使用量の全量を人口の10%が消費していると仮定するJECFAの

PCTT 法に基づく、米国及び欧州における一人一日当りの推定摂取量は、それぞれ 9 $\mu$ g 及び 44  $\mu$ g。正確には認可後の追跡調査による確認が必要と考えられるが、既に認可されている香料物質の我が国と欧米の推定摂取量が同程度との情報があることから、我が国での本物質の推定摂取量は、おおよそ 9 $\mu$ g から 44 $\mu$ g の範囲にあると想定される。なお、米国では、食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の 98 倍との報告もある。

#### 7. 使用基準案

食品安全委員会において、香料として使用される場合に限定して食品健康影響評価が行われたことから、使用基準は「着香の目的以外に使用してはならない。」とすることが適当である。

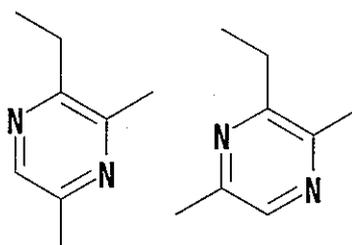
#### 8. 成分規格案

一般試験法の 16. 香料試験法に、9.香料化合物のガスクロマトグラフ法を追加し、別紙 1 のとおり設定することが適当である。(設定根拠は別紙 2 のとおり。)

(別紙 1)

2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン

2-Ethyl-3,(5or6)-dimethylpyrazine



$C_8H_{12}N_2$

分子量 136.20

Mixture of 2-Ethyl-3,5-dimethylpyrazine and 2-Ethyl-3,6-dimethylpyrazine  
[55031-15-7]

含 量 本品は、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジン ( $C_8H_{12}N_2$ ) 合わせて95.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色～淡黄色の、透明な液体で、特有なにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20}=1.496\sim 1.506$

(2) 比重 0.950～0.980

定 量 法

香料試験法のガスクロマトグラフ法の第1法 操作条件(1)により定量する。

## 2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン規格設定の根拠

### 含量

JECFA、FCC での規格はいずれも 2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジン合わせて 95.0%以上としている。また、米国での流通品の規格も同様のことから、本規格案も「2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジン合わせて 95.0%以上」とした。

### 性状

JECFA、FCC いずれも「無色～淡黄色液体」としていること、また米国での市場流通品も同様であることから、本規格案も「無色～淡黄色液体」とした。

### 確認試験

JECFA、FCC いずれも確認試験を IR としていることから、本規格も IR による確認法とした。

### 純度試験

#### (1) 屈折率

JECFA は 1.496～1.506(20℃)、FCC では 1.500～1.503(20℃)を規格として設定している。本規格案では FCC 規格範囲を満たし且つ国際的流通品に対応できるよう、JECFA 規格「1.496～1.506(20℃)」とした。

#### (2) 比重

JECFA 規格では 0.950～0.980 と記され、測定温度は未記載である。(特に規定が無い場合は 25℃) 一方、FCC は JECFA と同じ規格値 0.950～0.980 であるが測定温度は 20℃と明記してある。更に製造販売元である「シグマ-アルドリッチ日本㈱」の規格書でも 0.950～0.980/20℃となっている。これらのことから、本規格は FCC 規格で明記されている「0.950～0.980 (20℃)」とした。

## 定量法

第七版食品添加物公定書における香料試験法の含量測定法ではピラジン類の含量を測定することはできない。

JECFA、FCCの規格ではいずれもGC試験法により含量測定を行っており、また香料業界及び香料を利用する食品加工メーカーにおいても、GC装置が広く普及し、実務的には測定機器を含めた測定環境に問題が無いことなどから本規格案をGC法とした。

香料試験法としてのGC法は、①香料成分が常温で揮発する成分であり、化学的性質が特異であること、②JECFA、FCCにおいても香料のGC法として別に試験法が設定されていることから、一般試験法の7のガスクロマトグラフ法を基にして、新たに香料試験法の中に、香料化合物のガスクロマトグラフ法を設定することとした。

即ち、香料試験法としてのガスクロマトグラフ法は、保存により不揮発成分等を生成せず、すべての成分がクロマトグラム上で分離することが明らかな香料化合物に用いる面積百分率法（第1法）と、保存により不揮発成分等が生成し、クロマトグラム上に分離しない成分を含有する香料化合物に用いる内標準法（第2法）からなる。また、それぞれの方法には香料化合物の沸点150°Cを境にして、150°C以上の香料化合物に適用する操作条件（1）と、150°C以下の香料化合物に適用する操作条件（2）を規定することにより、GC測定可能な全ての香料化合物に対応できるようにした。

2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジンは、香料試験法のクロマトグラフ法の第1法 操作条件（1）により定量する。

## 沸点

規格項目「沸点」は設定しない。

香料化合物は、加熱分解臭をつけないように減圧精密蒸留をして得るため、ある一定の範囲の沸点溜分を得たものである。香料化合物の不純物は一般に、官能試験及びGCにて検査を行い、沸点で不純物を検査することは行わないので、定量法をGC法とすることをもって、規格には「沸点」は設定しないこととした。

(参考)

これまでの経緯

平成 15 年 11 月 21 日	厚生労働大臣から食品安全委員会会長あてに食品添加物指定に係る食品健康影響評価について依頼
平成 15 年 11 月 27 日	第 21 回食品安全委員会 (依頼事項説明)
平成 16 年 3 月 3 日	第 5 回食品安全委員会添加物専門調査会
平成 16 年 4 月 1 日	第 39 回食品安全委員会 (報告)
～平成 16 年 4 月 28 日	食品安全委員会において国民からの意見聴取開始
平成 16 年 4 月 8 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
平成 16 年 5 月 10 日～	国民からの意見聴取
平成 16 年 6 月 10 日	
平成 16 年 5 月 10 日～	世界貿易機関協定に基づく WTO 通報 (意見提出期限：平成 16 年 7 月 26 日)
平成 16 年 5 月 27 日	食品安全委員会より食品健康影響評価結果が通知

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

[委員]

小沢 理恵子	日本生活協同組合連合会くらしと商品研究室長
工藤 一郎	昭和大学薬学部教授
鈴木 久乃	日本栄養士会会長
棚元 憲一	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長
○長尾 美奈子	共立薬科大学客員教授
中澤 裕之	星薬科大学薬品分析化学教室教授
成田 弘子	日本大学短期大学部非常勤講師
西島 基弘	実践女子大学生活科学部食品衛生学研究室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山川 隆	東京大学大学院農学生命科学研究科助教授
山添 康	東北大学大学院薬学研究科教授
吉池 信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所 健康・栄養調査研究部長
四方田千佳子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室長

(○：部会長)

2 - エチル - 3, (5 or 6) - ジメチルピラジンの食品添加物としての指定  
の可否に対して寄せられたコメントについて

1. 募集期間 平成 16 年 5 月 10 日～平成 16 年 6 月 10 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
2. 提出された意見数 なし

## (参考)

食品安全委員会におけるご意見・情報の募集について

1. 実施期間 平成 16 年 4 月 1 日～平成 16 年 4 月 28 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通

食品安全委員会へ提出された御意見・情報の概要等

御意見・情報の概要	当省の考え方(案)
<p>本物質はアーモンド様の加熱香気を有する食品に通常に存在する成分であり、種々の食品の香りを再現する上で、日本で使用できるようにすることが不可欠と考えられる。</p>	<p>省令の改正等の必要な手続きをすみやかに行ってまいりたい。</p>
(参考) 食品安全委員会の回答	
<p>食品安全委員会では、科学的に食品健康影響評価を実施しています。</p> <p>当委員会の審議結果を受け、リスク管理機関である厚生労働省が食品添加物の指定、規格・基準の設定等について検討を行い、適切な措置を行うこととなります。</p> <p>頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当のリスク管理機関である厚生労働省に転達いたします。</p>	